

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 1 回 本 部 会 議

日時：令和2年3月27日（金）16:30～

場所：本庁3階テレビ会議室

1 開 会

2 状況報告

3 その他

4 知事発言

5 閉 会

第1回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年3月27日(金) 16:30~

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部長)

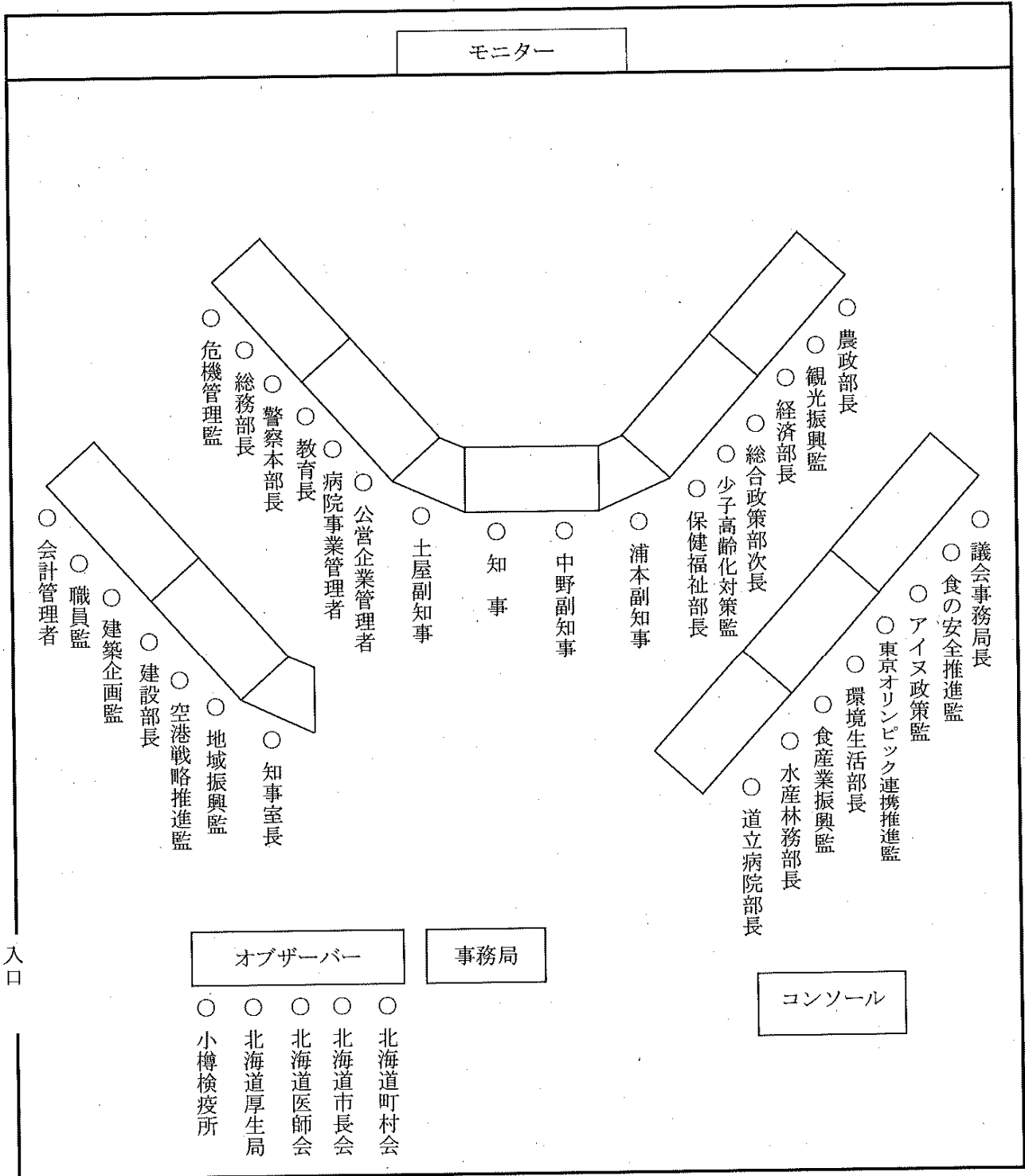
所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	佐 藤 敏
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	佐 々 木 誠 也
総合政策部	次 長	宮 下 賢 章
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	松 浦 豊
	空 港 戦 略 推 進 監	豊 島 厚 二
環境生活部	部 長	築 地 原 康 志
	東京オリンピック連携推進監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	橋 本 彰 人
	少 子 高 齢 化 対 策 監	粟 井 是 臣
経済部	部 長	倉 本 博 史
	観光振興監兼保健福祉部参与	三 瓶 徹
	食 産 業 振 興 監	甲 谷 恵
農政部	部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	大 西 秀 典
水産林務部	部 長	中 田 克 哉
建設部	部 長	小 林 敏 克
	建 築 企 画 監	平 向 邦 夫
出納局	会 計 管 理 者	根 布 谷 禎 一
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	小 玉 俊 宏
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
	道立病院部長兼保健福祉部参与	田 中 宏 之
議会事務局	事 務 局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 長	佐 藤 嘉 大
北海道警察本部	本 部 長	山 岸 直 人

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	局 長	桑 島 昭 文
小樽検疫所	総 務 課 主 査	山 岡 嵩 浩
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 担 当 部 長	山 口 亮
旭川市保健所	健 康 推 進 課 主 査	渡 邊 佳 子
函館市保健所	所 長	山 田 隆 良
小樽市保健所	保 健 総 務 課 長	長 田 克 久
一般社団法人北海道医師会	事 業 第 三 課 長	小 林 淳 子
北海道市長会	事 務 局 長	吉 澤 政 昭
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘
東京事務所	所 長	森 隆 司

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)3月27日(金)



新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

資料1

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型コロナウイルス等の発生の状況、当該新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならぬ。（特措法第14条）



内閣総理大臣は、（当該報告に係る新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）



政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない

特措法に基づく、都道府県対策本部について

○所掌事務（同第22条）

当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等の総合的な推進に関する事務

○本部長（同第23条）

都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視總監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者

○都道府県対策本部長の権限（同第24条）

○医療等の実施の要請等（同第31条）

新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 3. 27)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

別紙のとおり

(2) 国内の発生状況 (厚生労働省発表)

3月26日12時までに確認されている患者は1, 140名 (※)

(※) その他144名が無症状病原体保有者、8名が症状有無確認中となっている。

また、3月26日現在、クルーズ船に対する検疫で712人の陽性を確認。

2 国などの対応

(1) 着実な検疫の実施及び強化 (全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)

(2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化 (地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)

(3) 国民への情報提供 (宿泊施設への周知、国民向けQ & A)

(4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症 (感染症法第6条) 及び検疫感染症 (検疫法第2条第3項) に指定

(5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。

(6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務 (クルーズ船) に関連する検査への協力依頼

(7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加

(8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加

(9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。

(10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。

(11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。

(12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

(13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表

(14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

(15) 2月24日、専門家会議見解 (「ここ1~2週間は瀬戸際」)

(16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

(17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣 (3名)。

(18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名)

(19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。

(20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名) するとともに、その後任として、北海道に追加派遣 (1名)。

- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。

3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始

道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成

(イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

1月23日、観光関係団体等

1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）

1月30日、交通事業者への衛生管理徹底

2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）

(ウ) 保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催

2月14日 " 第4回本部会議開催

2月19日 " 第5回本部会議開催

2月21日 " 第6回本部会議開催

2月25日 " 第7回本部会議開催

2月28日 " 第8回本部会議開催

3月 3日 " 第9回本部会議開催

3月10日 " 第10回本部会議開催

3月18日 " 第11回本部会議開催

3月24日 " 第12回本部会議開催

3月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部会議開催

(6) 2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班＞
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

(8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。

(9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。

(10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。

(11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。

(12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。

- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	濃厚接触者を特定し健康観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
3	2/18	40代	男性	札幌市 (単身赴任者)	No.5 札幌市公表中
4	2/19	60代	男性	渡島総合振興局管内 (七飯町)	No.12 濃厚接触者を特定し健康観察終了
5	2/20	40代	男性	札幌市	No.3 札幌市公表中
6	2/21	10歳未満	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	No.7 濃厚接触者を特定し健康観察終了
7	2/21	10代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	No.6 濃厚接触者を特定し健康観察終了
8	2/21	40代	女性	石狩振興局管内 (千歳市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
9	2/22	70代	女性	胆振総合振興局管内	No.24 濃厚接触者を特定し健康観察終了
10	2/22	80代	男性	渡島総合振興局管内 (知内町) 2/27死亡	No.54 濃厚接触者を特定し健康観察終了
11	2/22	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.20 旭川市公表中
12	2/22	50代	女性	渡島総合振興局管内 (函館市)	No.4 函館市公表中
13	2/22	60代	男性	渡島総合振興局管内 (函館市)	函館市公表中
14	2/22	50代	女性	根室振興局管内 (根室市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
15	2/22	10代	女性	胆振総合振興局管内	No.25 濃厚接触者を特定し健康観察終了
16	2/22	50代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
17	2/22	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.29,43 濃厚接触者を特定し健康観察終了
18	2/23	70代	男性	札幌市	No.27 札幌市公表中
19	2/23	30代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
20	2/23	60代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.11 旭川市公表中
21	2/23	20代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	No.32 濃厚接触者を特定し健康観察終了
22	2/23	70代	男性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
23	2/23	30代	女性	釧路総合振興局管内 (釧路市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
24	2/23	80代	男性	胆振総合振興局管内	No.9 濃厚接触者を特定し健康観察終了
25	2/23	40代	女性	胆振総合振興局管内	No.15 濃厚接触者を特定し健康観察終了
26	2/23	20代	女性	石狩振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
27	2/24	70代	女性	札幌市	No.18,31 札幌市公表中
28	2/24	50代	男性	札幌市	No.40,41,43,72 札幌市公表中
29	2/24	20代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.17の男性 濃厚接触者を特定し健康観察終了
30	2/24	50代	男性	石狩振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
31	2/25	60代	女性	札幌市	No.27 札幌市公表中
32	2/25	60代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	No.21 濃厚接触者を特定し健康観察終了
33	2/25	20代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.43 濃厚接触者を特定し健康観察終了
34	2/25	20代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
35	2/25	70代	男性	釧路総合振興局管内 2/29死亡	濃厚接触者を特定し健康観察終了
36	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
37	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
38	2/26	高齢者	非公表	渡島総合振興局管内 (函館市) 2/25死亡	函館市公表中
39	2/26	40代	男性	大阪府	札幌市公表中
40	2/27	50代	男性	札幌市	No.28,43 札幌市公表中
41	2/27	50代	男性	札幌市	No.28,43 札幌市公表中
42	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.75 濃厚接触者を特定し健康観察終了
43	2/27	70代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.17,28,33,40,41 濃厚接触者を特定し健康観察終了
44	2/27	60代	男性	釧路総合振興局管内 (厚岸町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
45	2/27	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
46	2/27	40代	男性	空知総合振興局管内 (滝川市)	No.91 濃厚接触者を特定し健康観察終了
47	2/27	10歳未満	男性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
48	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
49	2/27	10歳未満	男性	十勝総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
50	2/27	80代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
51	2/27	30代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
52	2/27	80代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
53	2/27	60代	男性	渡島総合振興局管内 (八雲町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
54	2/27	40代	女性	渡島総合振興局管内 (木古内町)	No.10 濃厚接触者を特定し健康観察終了
55	2/28	80代	女性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
56	2/28	10歳未満	男性	石狩振興局管内 (千歳市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
57	2/28	80代	男性	空知総合振興局管内 (深川市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
58	2/28	60代	女性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
59	2/28	60代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
60	2/28	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.92 濃厚接触者を特定し健康観察終了
61	2/28	60代	女性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
62	2/28	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
63	2/28	70代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
64	2/28	60代	女性	札幌市	札幌市公表中
65	2/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
66	2/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
67	2/29	90代	女性	胆振総合振興局管内 (苫小牧市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
68	2/29	60代	女性	札幌市	札幌市公表中
69	2/29	30代	女性	札幌市	No.77,106 札幌市公表中
70	2/29	20代	女性	札幌市	No.78,79 札幌市公表中
71	3/1	20代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
72	3/1	40代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.28 濃厚接触者を特定し健康観察終了
73	3/2	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
74	3/2	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
75	3/2	50代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.42 濃厚接触者を特定し健康観察終了
76	3/2	40代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
77	3/2	50代	男性	札幌市	No.69 札幌市公表中
78	3/3	30代	女性	札幌市	No.70,111,124 札幌市公表中
79	3/3	60代	女性	札幌市	No.70,84,85,97,98,110,111,124 札幌市公表中
80	3/4	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
81	3/4	60代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.118 旭川市公表中
82	3/4	60代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
83	3/5	60代	男性	札幌市	No.96,115,144 札幌市公表中
84	3/6	80代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
85	3/6	20代	女性	札幌市	No.79 札幌市公表中
86	3/6	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
87	3/6	70代	男性	石狩振興局管内 (北広島市)	No.116,134 濃厚接触者を特定し健康観察中
88	3/6	非公表	女性	石狩振興局管内	No.107,108 濃厚接触者を特定し健康観察終了

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
89	3/6	60代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
90	3/6	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
91	3/7	40代	女性	空知総合振興局管内 (滝川市)	No.46 濃厚接触者を特定し健康観察中終了
92	3/7	60代	女性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.60 濃厚接触者を特定し健康観察中終了
93	3/7	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
94	3/7	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
95	3/7	70代	男性	札幌市	No.103,104,105 札幌市公表中
96	3/7	60代	女性	札幌市	No.83,144 札幌市公表中
97	3/7	60代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
98	3/7	60代	男性	札幌市	No.79,109,125 札幌市公表中
99	3/8	60代	男性	空知総合振興局管内 (岩見沢市)	No.100 濃厚接触者を特定し健康観察終了
100	3/8	70代	女性	空知総合振興局管内 (岩見沢市)	No.99 濃厚接触者を特定し健康観察終了
101	3/8	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
102	3/9	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
103	3/9	70代	女性	札幌市	No.95 札幌市公表中
104	3/9	50代	男性	札幌市	No.95 札幌市公表中
105	3/9	50代	女性	札幌市	No.95 札幌市公表中
106	3/9	50代	男性	札幌市	No.69 札幌市公表中
107	3/9	70代	男性	石狩振興局管内	No.88,108 濃厚接触者を特定し健康観察終了
108	3/9	60代	女性	石狩振興局管内	No.88,107 濃厚接触者を特定し健康観察終了
109	3/10	60代	女性	札幌市	No.98,125,130 札幌市公表中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
110	3/10	60代	男性	札幌市	No.79,112,122 札幌市公表中
111	3/10	50代	男性	札幌市	No.78,79,132 札幌市公表中
112	3/11	50代	女性	札幌市	No.110 札幌市公表中
113	3/11	70代	女性	札幌市	札幌市公表中
114	3/11	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
115	3/11	50代	女性	札幌市	No.83 札幌市公表中
116	3/11	70代	女性	空知総合振興局管内	No.87 濃厚接触者を特定し健康観察中
117	3/11	60代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
118	3/11	60代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.81 旭川市公表中
119	3/12	50代	男性	後志総合振興局管内 (小樽市)	小樽市公表中
120	3/12	60代	男性	札幌市	No.121,141 札幌市公表中
121	3/12	20代	女性	札幌市	No.120 札幌市公表中
122	3/12	80代	男性	札幌市	No.110,123 札幌市公表中
123	3/12	70代	女性	札幌市	No.122 札幌市公表中
124	3/12	非公表	女性	札幌市	No.78,79 札幌市公表中
125	3/12	70代	男性	札幌市	No.98,109,133 札幌市公表中
126	3/12	50代	女性	札幌市	No.138,140,151 札幌市公表中
127	3/12	70代	女性	札幌市	札幌市公表中
128	3/12	80代	男性	札幌市	No.142 札幌市公表中
129	3/13	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
130	3/13	50代	女性	札幌市	No.109 札幌市公表中
131	3/13	非公表	男性	札幌市	札幌市公表中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
132	3/13	50代	女性	札幌市	No.111 札幌市公表中
133	3/13	70代	女性	札幌市	No.125 札幌市公表中
134	3/13	70代	女性	石狩振興局管内 (北広島市)	No.87 濃厚接触者を特定し健康観察中
135	3/13	70代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.149 濃厚接触者を特定し健康観察中
136	3/13	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.119 濃厚接触者を特定し健康観察中
137	3/13	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
138	3/14	60代	男性	札幌市	No.126,140,151 札幌市公表中
139	3/14	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
140	3/14	80代	女性	札幌市	No.126,138,151 札幌市調査中
141	3/14	50代	男性	札幌市	No.120 札幌市調査中
142	3/14	60代	女性	札幌市	No.128 札幌市調査中
143	3/14	50代	女性	札幌市	No.152 札幌市調査中
144	3/14	80代	女性	札幌市	No.83,96 札幌市調査中
145	3/15	80代	男性	空知総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
146	3/15	10歳未満	男性	胆振総合振興局管内 (苫小牧市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
147	3/15	80代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.148 濃厚接触者を特定し健康観察中
148	3/15	50代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.147 濃厚接触者を特定し健康観察中
149	3/16	70代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.135 濃厚接触者を特定し健康観察中
150	3/16	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
151	3/16	20代	男性	札幌市	No.126,138,140 札幌市公表中
152	3/16	80代	女性	札幌市	No.143 札幌市公表中
153	3/18	20代	男性	釧路総合振興局管内	調査中 濃厚接触者を特定し健康観察中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
154	3/18	80代	女性	札幌市	札幌市公表中
155	3/19	60代	男性	札幌市	No.158 札幌市公表中
156	3/19	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
157	3/19	50代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
158	3/20	50代	男性	札幌市	No.155 札幌市公表中
159	3/21	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
160	3/22	40代	女性	札幌市	札幌市公表中
161	3/22	60代	男性	後志総合振興局管内 (小樽市)	小樽市公表中
162	3/22	60代	女性	後志総合振興局管内 (小樽市)	小樽市公表中
163	3/24	70代	女性	札幌市	札幌市公表中
<u>164</u>	<u>3/25</u>	<u>40代</u>	<u>男性</u>	<u>茨城県</u>	<u>小樽市公表中</u>
<u>165</u>	<u>3/25</u>	<u>30代</u>	<u>男性</u>	<u>札幌市</u>	<u>札幌市公表中</u>
<u>166</u>	<u>3/25</u>	<u>50代</u>	<u>男性</u>	<u>札幌市</u>	<u>札幌市公表中</u>
<u>167</u>	<u>3/25</u>	<u>50代</u>	<u>女性</u>	<u>札幌市</u>	<u>札幌市公表中</u>
<u>168</u>	<u>3/26</u>	<u>30代</u>	<u>女性</u>	<u>後志総合振興局管内</u> <u>(倶知安町)</u>	<u>現在調査中</u>
<u>169</u>	<u>3/27</u>	<u>50代</u>	<u>男性</u>	<u>札幌市</u>	<u>札幌市公表中</u>

■検査及び患者の状況（3月26日現在）

	検査件数	<u>1,929</u>	
1	陽性累計	<u>169</u>	A
2	陰性確認済累計	<u>121</u>	B
3	死亡累計	<u>7</u>	C
4	現在患者数	<u>41</u>	D (A - B - C)

道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方について

令和2年3月27日 新型コロナウイルス感染症対策チーム

これまで、本道における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、道立施設及び道主催のイベント等について、3月末まで休止または中止としていたところですが、政府の専門家会議の報告を踏まえ、4月以降は、以下の感染拡大防止に必要な対応が講じられている場合に限り、再開する。

○ 再開にあたって

1 クラスタ（集団）感染発生のリスクが高まる3つの条件の回避

- ・ 密閉空間であり、換気が悪い
→定期的に外気を取り入れる換気を実施
- ・ 近距離での会話や発声がある
→大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- ・ 手の届く距離に多くの人がいる
→会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設ける
など導線を工夫

2 感染等を防ぐための徹底した対策・注意喚起を行う（主なもの）

- ・ 次の一つに該当する方の入場自粛
→体調不良の方
→過去2週間以内に発熱やかぜの症状のあった方
→過去2週間以内に感染拡大している地域や国に訪問した方
- ・ 咳エチケットに準じ、声を出す機会が多い場面でのマスクの着用
- ・ 入場時の石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒
- ・ 施設内の共有物の消毒

3 大規模イベント等については、さらに次のようなリスクに引き続き留意し慎重に対応する

- ・ イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じるリスク
- ・ 人が集まることに伴う各地での拡散リスク
- ・ それにより感染者が生じた場合のクラスタ対策が困難であるリスク

4月以降の道立施設の再開について

新型コロナウイルス感染症対策チーム

これまで休館していた道立施設について、4月以降は感染拡大防止措置を講じた上で、次のとおり再開する。

1 施設及び再開予定日一覧

施設名	再開予定	道立体験活動支援施設	再開予定
北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）	4/1～	ネイパル砂川	再開に向け 検討中
北海道知事公館	4/1～	ネイパル深川	
北海道立総合博物館		ネイパル森	
北海道博物館	4/1～	ネイパル北見	
北海道開拓の村	4/1～	ネイパル足寄	
自然ふれあい交流館	4/1～	ネイパル厚岸	
オホーツク流水科学センター	4/1～		
北見体育センター *トレーニング室は当面休止	*4/1～	道立公園施設	再開予定日
アイヌ総合センター	4/1～	真駒内公園	4/1～
北海道立図書館	4/1～	子どもの国	4/1～
近代美術館	4/18～	オホーツク公園	4/1～
三岸好太郎美術館	4/1～	宗谷ふれあい公園	4/1～
旭川美術館	4/4～	ゆめの森公園	4/1～
函館美術館	4/1～	道南四季の杜公園	4/1～
帯広美術館	4/1～	十勝エコロジーパーク	4/1～
北方民族博物館	4/1～	噴火湾パノラマパーク	4/1～
文学館	4/1～	サンピラーパーク	4/1～
釧路芸術館	4/1～	オホーツク流水公園	4/1～
埋蔵文化財センター	4/1～		

2 再開に当たって講じた主な感染防止の取組

- ・定期的に外気を取り入れる換気を実施
- ・近距離での会話を控えるよう、来館者へ呼びかけ、張り紙等掲示
- ・混雑時における入館者調整（入館時間、導線等）
- ・マスク着用、入場時の手洗いを依頼など（施設内に掲示）

注）各施設の具体的な取組及び利用にあたっての留意事項等については、施設のホームページでお知らせします。

知調二発第 182 号
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県知事 様

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部本部長
全国知事会会長 飯泉 嘉門
(公 印 省 略)

就職や進学等に伴い転出される皆様に対する新型コロナウイルス
感染症拡大防止に関する注意喚起について（お願い）

これから 4 月を迎え、就職や進学等の機会が増えてくことと存じます。

昨日開催しました、「第 3 回全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部」において、鈴木北海道知事から、就職や進学等で転出される皆様に対する注意喚起の全国的な取組について提起があり、対策本部においてもそのことを確認しました。

新年度に向けた就職や進学等のため、全国各地から東京都を初めとする感染が拡大している地域に転出される方が多い時期にあることを念頭に、全都道府県が連携して住民の方々に感染拡大に向けた注意喚起を行い、行動変容を促していくことが必要です。

各都道府県におかれましては、今後の感染者の爆発的増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避し、1 日も早く感染拡大の事態を収束させるため、昨日、首都圏の 1 都 4 県知事が発表した共同メッセージ（別紙）を参考に、就職や進学等で転出される皆様に念頭に、次の点について注意喚起していただきますよう、お願い申し上げます。

《呼び掛ける主な内容》

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動をとって下さい
 - 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動をお願いします
 - 人込みへの不要不急の外出を自粛して下さい
 - イベントなどへの参加を自粛して下さい
- * これら以外にも、地域の特性に応じた取組をお願いします。

担当：調査第二部
TEL 03-5212-9131
FAX 03-5210-2020
E-mail cho2adm@nga.gr.jp

《 知事共同メッセージ 》

新型コロナウイルス感染症は、今、世界各地で猛威を振るっています。我が国の感染状況は引き続き持ちこたえておりますが、都市部を中心として、感染源の分からない、あるいは、海外から帰国された感染者が増えており、感染が拡大傾向にあります。

私たちもこれまで感染拡大を防止するため、様々な対策を幅広く講じてきました。今後、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、私たちは連携し、断固たる決意を持って対策を進めてまいります。

同時に、この難局を乗り切るためには、住民の皆様や企業の皆様のご協力が何よりも重要となります。皆様一人ひとりにも、それぞれの都県から要請されている次の点にご理解・ご協力をいただき、1日も早くこの事態を共に終息させましょう。

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動
- 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動
- 人混みへの不要不急の外出自粛
- イベントなどの自粛
- テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの実施

埼玉県知事 大野元裕 千葉県知事 森田健作

東京都知事 小池百合子 神奈川県知事 黒岩祐治

山梨県知事 長崎幸太郎

総務第5877号
令和2年(2020年)3月27日

各部(局)代表課長
各(総合)振興局副局長
企業局総務課長
道立病院局病院経営課長
議会事務局総務課長 様
監査委員事務局総括監査課長
人事委員会事務局総務審査課長
労働委員会事務局総務審査課長

総務部総務課長
総務部人事局人事課長
総務部人事局職員厚生課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出張等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、首都圏を中心として全国的な感染拡大が続いており、昨日には、政府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されるとともに、人混みへの不要不急の外出自粛などを住民に求める東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県の1都4県による知事共同メッセージが発出されたところです。

こうした状況を踏まえ、職員の首都圏を含めた各地への旅行については、次の留意事項を所属職員等に周知の上、職員の健康管理と感染防止を徹底してください。

記

1 職員の出張について

今後予定している首都圏など各地への出張については、出張先の感染状況等に十分留意するとともに、緊急度等も考慮しながら、必要性や日程の変更を検討するなど、適切に取り扱うこと。

2 職員の私用の旅行について

職員の私用による各地への旅行についても、上記1と同様の注意をはらうこと。

3 職員の赴任について

令和2年4月1日付け人事異動に伴う赴任については、赴任先の感染状況等に十分留意して赴任すること。

なお、職員又はその同居者に発熱などのかぜの症状がある場合には、「赴任の取扱い等について(令和2年3月9日付け人事第2751号)」及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う取扱い等について(令和2年3月19日付け事務連絡)」により適切に取り扱うこと。また、新規採用職員についても同様に取り扱うこと。

(総括グループ)
(組織グループ)
(健康増進グループ)

令和2年(2020年)3月27日

各 部（局）代 表 課 長
各（総合）振興局副局長 様
労働委員会事務局総務審査課長

総務部人事局人事課長
総務部人事局職員厚生課長

海外から帰国した職員に関する服務上の取扱い等について（照会）

海外から帰国した職員につきましては、令和2年3月19日付け事務連絡の1の「職員の健康及び休暇等の取扱いに関する留意事項」において、海外渡航歴のある職員（着任前の新規採用職員を含む。）の健康状態については、特に留意するようお願いしていたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の一環として職員の海外渡航歴に関する調査を行うこととしましたので、次により回答願います。

また、帰国後14日間を経過していない職員（無症状の者も含む。以下「未経過職員」という。）につきましては、自宅において健康状態の経過観察を行うこととし、その間の取扱いを次のとおりとします。所属職員等に周知の上、職員の感染防止を徹底してください。

記

1 海外渡航歴調査

(1) 調査対象者

各部局の職員（臨時職員、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員を含む。）

(2) 調査基準日

令和2年4月1日（赴任期間中につき着任前の職員も含まれることに留意すること。）

(3) 回答方法

令和2年3月18日以降に帰国する職員（公務外のもの及び予定も含む。）について、該当がある場合は、別添調査票により各部局でとりまとめ、職員厚生課健康増進グループ（somu.kosei2@pref.hokkaido.lg.jp）まで回答すること。

(4) 回答期限

令和2年4月6日（月）まで

(5) その他

回答期限以後に海外渡航歴を有する職員が生じた場合には、当面の間、その都度、(3)の方法により回答すること。

2 未経過職員の服務上の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、所属長は、所属に未経過職員がいる場合には、速やかに自宅で健康状態の経過観察を行わせること。

(2) その際、未経過職員の服務上の取扱いは原則として自宅パソコンを使用した在宅勤務とし（詳細は令和2年3月25日付け人事第2884号を参照すること。）、適宜業務の割り振りを行うなど、未経過職員の在宅勤務に対し、十分配慮すること。

なお、未経過職員については、当該通知の2の「対象職員」のうち、(4)の所属長が認めた職員に該当するものとし、なお書きに定める事前の人事課長協議及び4の「実施申請の流れ」の(2)の実施承認簿等における実施職員の押印は省略できることとするほか、3の「実施単位等」についても2回（最大10日）の実施を可能とする。

(3) 経過観察の期間中の全ての勤務時間を在宅勤務に充てることができない場合には、令和2年2月26日付け人委第936号による職務専念義務の免除の特例の事由に該当するものとして、未経過職員に対し必要最小限度の範囲内で職務専念義務の免除を承認して差し支えないこと。

(組織グループ)

(服務グループ)

(健康増進グループ)

各部(局)代表課長
各(総合)振興局副局長様
労働委員会事務局総務審査課長

総務部人事局人事課給与服務担当課長

赴任の取扱い等について(通知)
このことについて、次のとおり取扱うこととしますので、所属職員に周知の上、適切な取扱いについてご配慮願います。

記

1 着任の時期について

- (1) 令和2年4月中の人事異動に係る赴任に当たり、運送事業者の状況など昨今の社会経済情勢を踏まえ、北海道職員服務規程第9条で規定する着任の時期について、次の場合には、新所属長の承認を受けて着任時期を遅らせることができる「特別の理由」に該当するものとする。
- ア 着任の期限までに住居の移転が可能となる運送事業者が確保できない場合
 - イ 時期的な要因により移転に要する経費が著しく多額となり、着任時期を遅らせることで経費負担を減らすことができる場合
 - ウ 入居予定の公宅が空かないなど、住居が確保できない場合
- (2) (1)の場合において、着任の時期は、原則として発令の通知を受けた日から14日目(4/1発令の場合4/14)までを限度とし、これにより難しい事情が認められる場合には、所属長の判断により以後の時期とすることも可能であること。
- また、新所属に着任するまでの間は、原則として旧所属で引き継ぎ等の業務を行うこととし、旧所属長は、執務スペースの確保や遊休パソコンの割り当てなど、対象職員の勤務環境の整備に努めること。

2 自動車等を使用する場合の手続きについて

赴任に伴う旅行で自動車等を使用する場合は、あらかじめ所属長に申し出て、その承認を得る必要があること。(「赴任に伴う旅行における自動車等の使用について(平成15年5月22日付け人事第232号総務部長通達)」)

なお、新規採用職員については、発令日以後に移動する場合に限り本手続きを要するものとし、発令日前に移動する場合には、本手続きは不要であること。

3 赴任旅費等の特例的な取扱いについて

一般の人事異動に伴う赴任については、着任の時期と住居の移転の時期が別になるなど変則的な移動が想定されることから、赴任旅費等については特例的な取扱いを行うこととし、具体的な手続については、別途発出する通知によること。

4 飲酒運転、交通事故の防止について

自動車で赴任する場合には前日飲酒しないなど、飲酒運転の防止を徹底すること。

また、転居等に伴い慣れない地域での運転機会の増加も予想されることから、速度違反はもとより交通法規を遵守するとともに、交通事故についても十分に注意し、安全運転を徹底すること。

5 新型コロナウイルス感染症について

職員又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者とされた場合において、発令の通知を受けた日から7日目(上記1(1)の事由に該当する場合は14日目)までに着任することができないときは、新所属長の承認を受け、着任時期を遅らせることが可能であることから、適切に取り扱うこと。

6 新型コロナウイルス感染症対応に係る職務の従事について

新型コロナウイルス感染症の道内での発生状況を踏まえた対応に伴い、新所属への赴任の延期が命ぜられることも想定されますので、その場合の赴任の取扱い等については、関係部局と調整の上、対応します。

(服務グループ)
(給与グループ)

【参考】

□北海道職員服務規程
(着任の時期)

第9条 新たに職員となった者又は転任を命ぜられた職員は、その発令の通知を受けた日から7日目までに着任しなければならない。

2 前項の者が、病気その他特別の理由により同項の期限までに着任することができないときは、所属長の承認を受けなければならない。

□北海道職員服務規程運用方針
第9条(着任の時期)関係

第2項に規定する「病気その他特別の理由」とは、職員又は家族が病気である場合など職員が個別に有する特別な事情がある場合、公共交通機関の状況等により転居に時間を要する場合、旧所属における業務上の必要による場合等であって、真にやむを得ない場合が考えられる。

事 務 連 絡
令和2年（2020年）3月19日

各部（局）代表課人事担当主幹
各（総合）振興局総務課長 様
労働委員会事務局総務審査課主幹

総務部人事局人事課人事グループ主幹
総務部人事局人事課サービスグループ主幹
総務部人事局職員厚生課健康増進グループ主幹

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う取扱い等について

このことについて、道外の自治体においては、職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、業務遂行に支障を生じさせた事例もみられ、また、人事異動などにおいて新たな感染拡大などの事態を招くことのないよう、特に次の留意事項について、改めて所属職員等に周知の上、職員の感染防止に万全を期してください。

記

1 職員の健康及び休暇等の取扱いに関する留意事項

職員の健康管理については、「新型コロナウイルスに係る職員の健康管理について」（令和2年2月7日付け厚生第3444号）により、感染予防対策を徹底すること。

とりわけ、海外渡航歴のある職員（着任前の新規採用職員を含む。）の健康状態については、特に留意すること。

また、休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱いについて」（令和2年3月2日付け事務連絡）別添の表の区分に従い、発熱などのかぜの症状がある場合には休暇を取得できるよう配慮するなど、職員の感染予防に万全を期すこと。

2 職員の転任に関する留意事項

職員の赴任については、「赴任の取扱い等について」（令和2年3月9日付け人事第2751号）によること。

なお、職員が転任する場合において、当該職員又はその同居者（転任に伴い新たに同居するものも含む。）に発熱などのかぜの症状があり、発令の通知を受けた日から7日目（通常の赴任期間）までに着任できないことが真にやむを得ないと認められる場合には、北海道職員サービス規程（昭和41年4月1日訓令第5号。以下同じ。）第9条第2項の規定により所属長の承認を行うこと。

この場合における着任までの期間は、赴任期間とし、通常の赴任期間を超えた日以降の出勤簿には、災害事故休暇を取得した場合は「特休」とするなど、実態に応じ整理すること。

3 新規採用職員の着任に関する留意事項

(1) 確認・指示事項

新規採用職員に対しては、着任前に次の事項について対応すること。

ア 本人及びその同居者の現在の健康状況を確認すること（海外渡航歴がある本人については、特に留意すること。）。

イ 本人若しくはその同居者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発熱などのかぜの症状がある場合、又は保健所から濃厚接触者とされた場合には速やかに所属に連絡するよう指示すること。

なお、所属長は、新規採用職員から新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）と診断された報告を受けた場合には、「新型コロナウイルスに係る職員の健康管理について」（令和2年2月7日付け厚生第3444号）の「新型コロナウイルス感染症に関する対応」に準じ、総括安全衛生管理者（連絡先：総務部人事局職員厚生課健康増進グループ）に速やかに電話等で報告するとともに、「感染症発生報告書」（様式1）を提出すること。

また、転帰した際は、「感染者転帰報告書」（様式2）を提出すること。

ウ 海外渡航による入国制限や帰国後の隔離・停留等の措置により、通常の赴任期間内に着任できない場合は、速やかに所属に連絡するよう指示すること。

(2) 着任の日の延期の承認

上記(1)による確認により、着任の日を延期すべき事情を覚知し、発令の通知を受けた日から7日目までに着任できないことが真にやむを得ないと認められる場合には、北海道職員服務規程第9条第2項の規定により所属長の承認を行うこと。

なお、この場合における着任までの期間については、上記2の取扱いと同様に整理すること。

4 その他

本通知に関して疑義が生じた場合は、人事課又は職員厚生課に照会すること。

人事グループ
服務グループ
健康増進グループ

【参考】

□北海道職員服務規程

(着任の時期)

第9条 新たに職員となった者又は転任を命ぜられた職員は、その発令の通知を受けた日から7日目までに着任しなければならない。

2 前項の者が、病気その他特別の理由により同項の期限までに着任することができないときは、所属長の承認を受けなければならない。

□北海道職員服務規程運用方針

第9条(着任の時期)関係

第2項に規定する「病気その他特別の理由」とは、職員又は家族が病気である場合など職員が個別に有する特別な事情がある場合、公共交通機関の状況等により転居に時間を要する場合、旧所属における業務上の必要による場合等であって、真にやむを得ない場合が考えられる。

□服務関係質疑応答

8 異動発令を受けた職員が、7日目までに着任できない場合は、どのように処理すべきか。

(答) 発令の通知を受けた日から7日目までに着任できない場合は、服務規程第9条第2項の規定により新所属長の承認を得なければならない。

この場合、出勤簿の取扱いについては、傷病等により休暇を承認したときは、その整理用語で、旧所属における業務上の必要によるときは、その勤務の実情に応じて押印等の整理を行うこととなる。また、これら事情が解消された場合は、速やかに引継ぎ等を行い赴任することとなるが、当該事情解消後、実際に着任するまでの間について、「赴任」と整理することとなる。

学校再開に当たっての留意事項（概要）

新学期、学校再開に当たっては、文部科学省からの通知やQ&Aなどのほか、以下に留意する。

【全ての学校が講ずべき措置】

- ・「健康観察シート」による毎朝の検温及び風邪症状の確認（登校時に教職員が確認）
- ・発熱や風邪症状のある場合は登校させない
- ・休み時間中、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、教室等のこまめな換気を実施
- ・マスクの装着（市町村から各家庭やPTAに対し手作りマスクの作成を依頼）

【具体的な取組例】

- ・児童生徒等が向かい合わせにならない（授業、給食時）
- ・入学式については、卒業式と同様に取り扱う。小学校では、実施方式を工夫した上で、保護者の参加可能
- ・給食は、配食当番など特定の者に限定し、事前に健康状況等を確認・記録
- ・部活動の活動時間等は道の方針を厳守。
- ・運動部活動は、対人で密着した状態で行う練習は避け、必要な体力を高めるなど、練習方法を工夫
- ・吹奏楽部や合唱部などは、向かい合って練習を行ったりしない。
- ・スクールバスではマスクを着用する。
- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察・健康相談等の実施
- ・「歌唱」や「武道」、「調理実習」「実験」の学習を2学期以降に実施するなどの授業の工夫

【臨時休業等の取扱い】

○ 出席停止の取扱い

- ・児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合
- ・児童生徒等が濃厚接触者又は同居する家族が濃厚接触者と特定された場合

○ 臨時休業の判断

- ・児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、保健福祉部局からの助言を踏まえ、臨時休業を検討

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 中小企業への支援

(1) 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

累計相談件数：3,633件（来所1,476件、電話2,157件）（1/29～4/1）

※前回報告（3/26現在 2,956件）から677件の増

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

認定件数：1,172件（4/1現在）

※前回報告（3/26現在 895件）から277件の増

【業種】

飲食業317件、小売業159件、建設業148件、卸売業69件、医療・福祉47件、不動産業41件、宿泊業40件、運輸業36件、情報通信業19件、製造業15件、電気・ガス・熱供給・水道業2件、保険業4件、教育・学習支援業5件、サービス業270件

2 補正予算の提案（令和2年第1回臨時市議会）

●経済への影響を緩和するためのセーフティネットの拡充 21,758,000千円

市内中小企業への強力な資金繰りの支援

- ・中小企業融資対策資金貸付金追加（融資枠350億円） 20,200,000千円
- ・中小企業融資促進費追加（信用保証料を全額補給） 1,470,000千円

急激な経営環境の変化に対応する企業等への支援

- ・中小企業経営支援費追加（融資等の相談体制の増強） 35,000千円
- ・観光地における感染症対策支援費（経済活動回復に向けた取組の支援） 20,000千円
- ・商店街感染症対策支援費（同上） 5,000千円
- ・新型コロナウイルス感染症対策経済連携支援費（同上） 15,000千円

雇用環境の変化により離職や休業を余儀なくされた方への支援

- ・就業サポートセンター等事業費追加（相談体制の強化） 13,000千円